

4月のごみ収集日についてお知らせ

4月のごみ収集日予定表 [30日は振り替え休日のため収集はありませんのでご注意ください]

地区名 ごみ区分	越 斎 大	河 川 平	大鷹沢 白 川 小下倉	大鷹沢田中	福 岡 小 原	市街東北本線 東側	鷹 巣	市街東北本線 西側
ペットボトル (第1)	3日(火)		2日(月)	6日(金)	5日(木)	6日(金)	2日(月)	4日(水)
紙類 (第2)	10日(火)		9日(月)	13日(金)	12日(木)	13日(金)	9日(月)	11日(水)
びん類 (第2・第5)	10日(火)		9日(月)	13日(金)	12日(木)	13日(金)	9日(月)	11日(水)
缶・プラスチック (第3)	17日(火)		16日(月)	20日(金)	19日(木)	20日(金)	16日(月)	18日(水)
もやせないごみ (第4)	24日(火)		23日(月)	27日(金)	26日(木)	27日(金)	23日(月)	25日(水)
もやせるごみ	火・金		月・木	月・木	月・水・木		火・水・金	
	3・6・10 13・17 20・24 27		2・5・9・12・16・19 23・26	2・5・9 12・16 19・23 26	2・4・5・9・11・12 16・18・19・23・25 26		3・4・6 10・11・13 17・18・20 24・25・27	

不忘・川原子地区のもやせるごみは、毎週水曜日に収集します。

家電リサイクル法が4月1日から施行されます

「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」の施行により、これまでほとんどが埋め立て処分されていた廃家電のうち、「テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン」の主要な4品目について、処理方法が大きく変わります。

消費者の役割 使用済み家電4品目を処理する場合、処分する機器を過去に購入した小売業者か、買い換える小売業者に引き渡します。(リサイクルセンターなどへ搬入はできません)

引き渡しの際には、使用済み家電をリサイクルする料金(再商品化料金)と小売店が収集運搬する料金の2種類の料金を負担する必要があります。(中古品として引き取る場合を除く)

小売業者の役割 小売業者は消費者から①過去に販売した製品の引き取りを求められたとき

②買い換えの際に引き取りを求められたとき

は、消費者から2種類の料金を受け、その使用済み家電製品を引き取り製造業者に引き渡す義務があります。なお、①、②以外の引き取りも協力いただけることとなりましたので、下記業者にご相談ください。

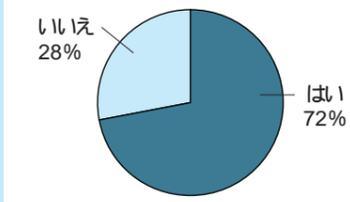
店名	代表者名	住所	電話	FAX	主取り扱いメーカー
太田電器店	太田康一	白石市沢端町2-20	25-1152	25-1152	ナショナル
(有)中央電機商会	銭谷伊乙	" 字東小路112	25-4096	25-4096	ナショナル
(株)戸塚電機商会	戸塚義信	" 字延命寺北7-9	26-2954	26-2954	サンヨー
(有)三栄電機商会	阿子島康夫	" 字本町97	26-3403	26-3403	ナショナル
(株)サウンド白石	米澤和夫	" 字沢目15-5	25-3515	25-3515	ソニー・三菱ほか
フレンド社	日下勝郎	" 字中町33	26-2224	26-2224	ナショナル
鈴木商会	鈴木健太郎	" 字長町52-1	26-2077	26-2077	三菱
クサカ家電サービス	日下邦光	" 福岡長袋字下神明17	25-7626	25-7626	ナショナル
サトウデンキ	佐藤金之助	" 福岡深谷字地藏堂53-7	25-8015	25-8015	ナショナル
照栄電気	村上照男	" 鷹巣字荒屋敷前13-3	24-4387	24-4387	ナショナル
穴戸電器(株)	穴戸 登	" 字本鍛冶小路6	26-3488	26-3488	サンヨー・ナショナル
アーバいちじょう	一條純平	" 田町1-1-41	26-2656	26-2656	ナショナル
観光堂電機店	日下芳昭	" 字本町101	26-2632	26-2632	東芝・ソニー
高矢デンキ(有)	高矢五郎	" 字半沢屋敷西19-1	26-2590	26-2590	日立・ビクター
佐々木電機	佐々木侃	" 字延命寺北53	26-2491	26-2491	東芝
小室電機商会	小室 光	" 小原字鍋割9-2	29-2028	29-2028	東芝

問い合わせ 白石市民生部生活環境課 ☎22-1314

戸籍事務コンピュータ化についてのアンケートにご協力いただきました

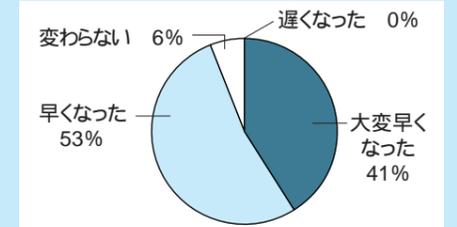
戸籍事務をコンピュータ処理するようになって1年がすぎましたので、市民の方にその成果についてお聞きしました。その結果をご紹介します。(アンケートの実施期間:1月、対象者:市民課窓口においての方、回収枚数:101枚)

①戸籍事務をコンピュータ処理するようになったことを、ご存知ですか。



窓口においてになった方の7割以上の方がご存知でした。白石市では平成11年10月からコンピュータ処理しています。

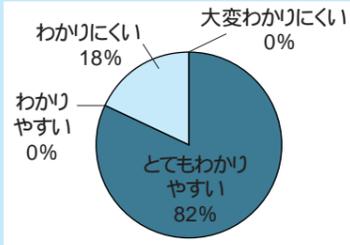
②証明書交付までの時間について、これまでと比べていかがですか。



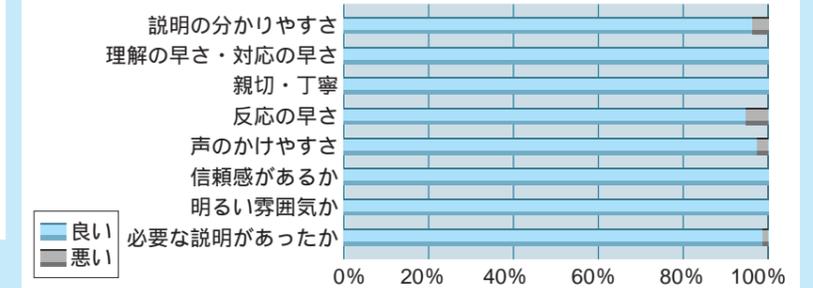
「大変早くなった・早くなった」を合わせると、実に9割以上の方に好評でした。

③証明書はわかりやすいですが、これまでと比べていかがですか。

戸籍の記載が項目ごとになったことで、わかりやすくなったという評価が8割を超え、半面、縦書きの戸籍に慣れている方は「わかりにくい」と感じたようです。



④職員の対応について



⑤ご意見などをお寄せください。

- ・以前と比べ、発行手続きが格段に早くなったので、とても利用しやすい。
- ・市内に窓口をもっと増やしたらどうか。・いつも親切で感じが良く、気分がいい。
- ・窓口での説明がわかりにくいと困る。職員により差があるのでは？
- ・証明申請書で使われている用語が、一般的には知られていないのではないかと。説明を聞かないとわからなかった。

そのほかにも率直なご意見・激励など、たくさんのお声をいただきました。

ご意見を参考に、利用者の皆様の利便性の向上を図り、安心と信頼性を感じていただけるような窓口対応を行うよう努力していきます。(市民課 ☎22-1312)

例 同じ世帯のAさんとBさんが同じ月内に入院して、Aさんが30,000円、Bさんが35,000円の自己負担金を支払った場合

Aさん 30,000円	+	Bさん 35,000円	=	世帯での支払額合計 65,000円
↓ ()内は、非課税世帯				
				自己負担額の世帯上限 37,200円 (24,600円)
				高額医療費 27,800円 (40,400円)

入院時の一部負担金の上限(Q2.関係資料)

対象	入院時一部負担金(1ヵ月の上限)	入院時食事一部負担金(1日当たりの負担額)
一般の方	37,200円	780円
住民税非課税世帯等の方	24,600円	90日までの入院 650円
		90日を超える入院 (過去12ヵ月内に)500円
住民税非課税世帯等で老齢福祉年金受給の方	15,000円	300円

そこが知りたい老人保健
Q1. 同じ世帯内で複数の老人医療対象の方が入院して医療費が高額になったときは……
A. 同じ月内に入院して30,000円以上(住民税非課税世帯は21,000円以上)を支払った老人医療対象者が同じ世帯内に複数いるときは、合わせて37,200円(住民税非課税世帯は24,600円)を超えた分が高額医療費として払い戻されます。この老人医療高額医療費支給制度は、平成13年1月1日から新たに設けられた制度です。

Q2. 住民税非課税世帯等の老人医療対象の方が入院したときの自己負担金軽減措置等について……
A. 住民税非課税世帯等の方が入院したときは、一部負担金(医療費の自己負担金)と標準負担額(食事療養費の自己負担額)について軽減される制度があります。該当する方は、「認定証」が必要となりますので、健康センター内保険課窓口で申請をしてください。

☎22-1361 保険課老人保健係